

消費税改定に伴う公共施設等新料金一覧表

平成26年4月1日より

◎西桂町YLO会館

区分	使用料	
調理実習室	調理1回	1,020円
調理実習室を除く施設	1人	100円

◎西桂町三ツ峠グリーンセンター交流促進施設

施設名	区分	適用	町内者使用料	町外者使用料	備考
1 ふれあい館	宿泊 (素泊り)	一般	4,110	5,140	
		学生	2,880	3,600	
		幼児(小学生未満)	無料	無料	ただし、布団を使用する場合は、学生料金とする。
	休憩	一般	490	610	入浴料を含む
		小中学生	320	410	入浴料を含む
		幼児	無料	無料	入浴料を含む
	休憩 午後5時以降	一般	320	410	入浴料を含む
		小中学生	240	300	入浴料を含む
		幼児	無料	無料	入浴料を含む
	個室	1時間	410	510	
	大広間	1時間	820	1,020	1/2室
	会議室	1時間	820	1,020	
音響機器	1回	1,640	2,050		
カラオケ機器	2時間	2,460	3,080		
2 三ツ峠体験工房	施設使用料	1人1時間	100	120	
	ガス使用料	1台	820	1,020	
	備品	1セット	820	1,020	
3 ログハウス	宿泊	5人棟	13,980	17,480	ふれあい館入浴料を含む
		10人棟	21,390	26,740	ふれあい館入浴料を含む
		追加布団	2,050	2,050	ふれあい館入浴料を含む
	休憩	5人棟1時間	1,230	1,540	
		10人棟1時間	1,640	2,050	
	電気備品	1回	1,020	1,020	炊飯器他
4 バーベキュー場	1テーブル	3時間	2,880	3,600	
		延長30分	610	770	
	特定設備	1基	510	510	炉
	調理備品	1セット	510	510	
5 陶芸体験棟	施設使用料	1人1時間	100	150	
	陶芸釜	1台	30,850	41,140	素焼・本焼を含む。

備考

- 1泊とは、午後3時から翌日の午前10時までの利用をいう。
- 2 継続して2泊以上する場合の到着日及び出発日を除く期間中の午前10時から午後3時までの時間は、1泊の時間に含まれるものとする。

### ◎西桂町三ツ峠ふれあいコート

使用時間 区分	昼 間 (午前9時から日没)	夜 間 (日没～午後10時) (夜間照明を使用した場合)
テニス 1面	町民 1時間 510円	町民 1時間 1,020円
	町民以外の者 1時間 1,020円	町民以外の者 1時間 1,740円
ゲートボール1面	町民 1時間 510円	町民 1時間 1,020円
	町民以外の者 1時間 1,020円	町民以外の者 1時間 1,740円
備考 (1) 入場料を徴収する場合は、倍額とする。 (2) 高校生以下の使用については、半額とする。ただし、指導者は使用者に含めないものとする。 (3) 西桂町民及び町内勤務者が半数以上のときは町民の使用料とし、西桂町民及び町内勤務者が半数未満のときは町民以外の者の使用料とする。 (4) 使用方法が異なるときは、上記方法に準じた使用料とする。		

### ◎西桂町三ツ峠フットサル場

使用時間 区分	昼 間 (午前9時から日没)	夜 間 (日没～午後10時) (夜間照明を使用した場合)
町民	1時間 1,230円	1時間 1,540円
町民以外の者	1時間 1,640円	1時間 2,160円
備考 (1) 入場料を徴収する場合は、倍額とする。 (2) 高校生以下の使用については、半額とする。ただし、指導者は使用者に含めないものとする。 (3) 西桂町民及び町内勤務者が半数以上のときは町民の使用料とし、西桂町民及び町内勤務者が半数未満のときは町民以外の者の使用料とする。 (4) 使用方法が異なるときは、上記方法に準じた使用料とする。		

### ◎西桂町武道館

区分	使用時間	使用料
武道館	町民 1時間	720円
	町民以外の者 1時間	1,440円
備考		
<p>(1) 入場料を徴収する場合は、倍額とする。</p> <p>(2) 高校生以下の使用については、半額とする。ただし、指導者は使用者に含めないものとする。</p> <p>(3) 西桂町民及び町内勤務者が半数以上のときは町民の使用料とし、西桂町民及び町内勤務者が半数未満のときは町民以外の者の使用料とする。</p> <p>(4) 使用方法が異なるときは、上記方法に準じた使用料とする。</p>		

### ◎西桂町民グラウンド

区分		使用料	
昼間 半日以内	1面	町民	1,080円
		町民以外の者	2,160円
	全面	町民	2,160円
		町民以外の者	4,320円
夜間 3時間以内	A面	町民	3,240円
		町民以外の者	6,480円
備考			
<p>(1) 入場料を徴収する場合は、倍額とする。</p> <p>(2) 高校生以下の使用については、半額とする。ただし、指導者は使用者に含めないものとする。</p> <p>(3) 西桂町民及び町内勤務者が半数以上のときは町民の使用料とし、西桂町民及び町内勤務者が半数未満のときは町民以外の者の使用料とする。</p> <p>(4) 使用方法が異なるときは、上記に準じた使用料とする。</p>			

### ◎西桂町立西桂小中学校屋内運動場

区分	時間	半面	全面
西桂小中学校 屋内運動場	1時間	410円	820円
西桂中学校 武道場	—	—	320円
備考			
<p>(1) 入場料を徴収する場合は、倍額とする。</p> <p>(2) 高校生以下の使用については、半額とする。ただし、指導者は使用者に含めないものとする。</p> <p>(3) 使用方法が異なるときは、上記に準じた使用料とする。</p>			

◎西桂町立西桂小中学校屋外運動場

区分	時間 昼間（午前9時～午後5時）	夜間（午後5時～午後10時） （夜間照明を使用した場合）
西桂小学校 屋外運動場	—	1時間 980円
西桂中学校 屋外運動場	—	—
<p>備考</p> <p>(1) 入場料を徴収する場合は、倍額とする。</p> <p>(2) 高校生以下の使用については、半額とする。ただし、指導者は使用者に含めないものとする。</p> <p>(3) 使用方法が異なるときは、上記に準じた使用料とする。</p>		